

市民税・都民税・森林環境税特別徴収のしおり

市区町村コード	加入者名
1 3 2 0 7 1	昭島市会計管理者

市民税・都民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年度、貴事業所を市民税・都民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりました。関係書類を送付いたしますので、ご協力をお願いします。

目次

1. 市民税・都民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて…… 1 頁
2. 納入書の送付／書き方について…… 2 頁
3. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例… 3 頁
4. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書…… 4 頁
5. 特別徴収切替届出（依頼）書…… 5 頁
6. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書…… 6 頁
7. 納付取扱場所／指定通知書…… 7 頁

令和7年度納期一覧表

徴収月	納期限
令和7（2025）年 6 月 分	令和7（2025）年 7 月 10 日
7 月 分	8 月 12 日
8 月 分	9 月 10 日
9 月 分	10 月 10 日
10 月 分	11 月 10 日
11 月 分	12 月 10 日
12 月 分	令和8（2026）年 1 月 13 日
令和8（2026）年 1 月 分	2 月 10 日
2 月 分	3 月 10 日
3 月 分	4 月 10 日
4 月 分	5 月 11 日
5 月 分	6 月 10 日

昭島市役所

〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
TEL 042（544）5111（代表）

- ◎課税内容・従業員の異動届出書等に
関する問合せ先 市民部課税課市民税係
（内線2052～2059）
042（544）4125（直通）
- ◎納税に関する問合せ先 市民部納税課収納係
（内線2082～2085）

※給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出（依頼）書、所在地・
名称変更届出書は、昭島市のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.city.akishima.lg.jp/>

昭島市 特別徴収に関する事務手続



※ eLTAX を利用して、電子申告（給与支払報告書・
異動届出書等）のご提出や電子納税（地方税共通
納税システム）の手続ができます。
詳しくはこちらから
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

1. 市民税・都民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

[1] 「税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の交付

税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は特別徴収義務者を經由して、各納税義務者に交付していただきますので、開封せずに、速やかに各従業員の方にお渡しください。

なお、令和6年度から電子データでの受取を選択できるようになりました。

[2] 給与所得に係る特別徴収税額（月割額）の徴収及び納入方法

年税額は、本年6月から翌年5月までの12分割になっております。（金額によっては、第1回目で全額徴収となる場合があります。）税額の決定通知書にてお知らせした月割額を、毎月の給与支払いの際に徴収してください。なお、第1回目（6月分）の月割額は、6月中に支払われる給与から徴収し、翌月10日までに納付場所で一括して納入してください。また、納期の特例（年2回納入）を申請する場合は、課税課市民税係へ問合せいただくか、申請書を昭島市ホームページからダウンロードすることもできます。

※納期の特例とは、特別徴収を行う事業所のうち、給与の支払いを受ける者が常時10人に満たない事業所が、市長の承認を受けて、本来毎月納付していただく特別徴収税額を、11月と5月の2回に分けて納付する制度です。（給与天引きは毎月行っていただきます。）

[3] 納税義務者に異動（退職・休職・転勤等）があった場合

納税義務者が退職・休職・転勤等された場合は、その翌月からの月割額は徴収していただくことができなくなりますので、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に所要事項をご記入のうえ（転勤の場合は新勤務先を經由して）、ご提出ください。届出書のご提出は納税義務者の異動が生じた日の属する月の翌月の10日までをお願いします。

※なお、異動届出書の提出がなかったり、遅れたりしますと、滞納となり督促を受けることがあります。また、異動処理が遅れると、納税義務者が一度に多額の市・都民税を納めるようになりますので、忘れずに提出してください。

退職・休職又は国外転出により異動が生じた場合は、本人に了解のうえ、未徴収税額をなるべく一括徴収（最終の給与から残りの月割額全部を繰上げ徴収）してください。なお、1月1日から4月30日までの間に退職した納税義務者に未徴収税額がある場合は、法律によって、一括徴収することが義務づけられています。（地方税法第321条の5②）

[4] 特別徴収税額の変更

特別徴収税額が変更された場合は、当市より「税額の変更通知書」を送付いたしますので、それ以降の徴収額（月割額）は変更通知書の金額で徴収してください。

〈納入書の金額変更について〉

退職、転勤、税額変更により、納入金額に変更が生じた場合には、右頁の納入書の書き方をご参照いただき、お手元の納入書金額を訂正のうえご納入ください。

※納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書は新たにお送りしておりませんのでご了承ください。

[5] eLTAX（エルタックス）の利用について

eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払報告書、給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出書及び特別徴収義務者の所在地・名称変更届を電子申告にて提出することができます。また、税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子での受取も可能です。その他、**同一税目の納税が、複数の地方公共団体に対して、一括で電子的に可能となる「地方税共通納税システム」**も利用できます。各種手続の詳細はホームページをご覧ください。

[6] 令和7年度に適用される市民税・都民税の定額減税について

〔対象となる方〕

納税義務者本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、令和6年12月31日現在、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（注1）を有する方に対して、同一生計配偶者分の1万円の定額減税を実施します。ただし、国外在住者は除きます。

（注1）本人と生計を一にする配偶者で、本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方

上記以外の定額減税につきましては、令和6年度課税において実施済みとなっております。

詳細は昭島市ホームページ「令和6年度未適用で令和7年度に適用される市民税・都民税の定額減税について」をご覧ください。

2. 納入書の送付／書き方について

＜納入書の送付について＞

「納入書不要」のご連絡があった事業所には、納入書を送付していません。また、納入書以外での納入が確認できた事業所へも送付していません。年度途中で納入書が必要となった場合は、課税課市民税係までご連絡ください。

また、納入書を送付している事業所において、年度途中で税額の変更があった場合に、納入書の再発行はしていません。右の記載例を参考に金額を修正して使用してください。

納入時に変更がない場合には、何も記入せずにそのままの額で納入してください。

＜延滞金について＞

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて、法律で定められた割合で計算した延滞金が加算されます。延滞金が発生する場合は、元の税額に加えて延滞金の額も合わせて納入する必要があります。

計算方法の詳細は昭島市ホームページ「延滞金について」をご覧ください。

＜納入書の書き方＞

【記載例】

東京都昭島市 個人市民税・都民税 領収証書 98

市区町村コード 132071 口座番号 00190-2-960098 加入者名 昭島市会計管理者

令和 7 年 6 月分 指定番号 83127777 納入金額(1) 27,600 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

給与分(一括徴収分を含む) 36500 円
退職所得分 227500 円
延滞金 0 円

納期限 令和 7 年 7 月 10 日

合計額 264000 円

(特別徴収義務者)
住所又は所在地 〒000-0000 昭島市田中町0-0-0
氏名又は名称 株式会社0000 様

領収日付印 (納入者保管)

上記のとおり領収しました。

(納入書を訂正する場合)

「納入金額(1)」欄の金額を二重線で消して(訂正印不要)、「納入金額(2)」の給与分」欄と「合計額」欄に変更後の納入金額を記入してください。※〒記号や斜線は記入しないでください。

金額等を誤記された場合は予備の納入書(納入書の綴りの最後につけてあります。)をご利用ください。

(退職所得分も同時に納入する場合)

「納入金額(2)の退職所得分」欄に退職所得に係る分離課税分の納入金額を記入してください。

下記を参考に納入書裏面の納入申告書も忘れずに記入してください。



＜納入申告書(退職所得分)の書き方＞

【記載例】

市民税 都民税 昭島市長 令和 7 年 7 月 9 日提出

① 令和 7 年 6 月分 人数 1 人

② 退職手当等支払金額 279500 円

③ 特別徴収税額 136500 円

④ 退職手当等から市民税・都民税を徴収した「年」と「月」 1 年 3 月

⑤ 退職手当等から市民税・都民税を徴収した「人数」 1 人

⑥ 支払った退職手当等の総支払金額 91000 円

⑦ 特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地 昭島市田中町0-0-0

⑧ 氏名又は名称 株式会社0000

⑨ 法人番号又は個人番号 5432105432105

下記に対象者の記入をお願いします。

1. 納税義務者 昭島市 中神町0丁目0-0
氏名 昭島 太郎
勤続年数 42 年
支払金額 27,950,000 円
摘要 特別徴収義務者の金額
特別徴収税額 136,500 円
都民税 91,000 円

2. 昭島市
特別徴収義務者の金額
市民税
都民税

納入申告書(退職所得分)の各欄は、次のとおり記入してください。

- ①提出年月日
- ②退職手当等から市民税・都民税を徴収した「年」と「月」
- ③退職手当等から市民税・都民税を徴収した「人数」
- ④支払った退職手当等の総支払金額
- ⑤納入する市民税・都民税額
- ⑥特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、法人番号又は個人番号をそれぞれ記入
- ⑦退職者の内訳を例のとおりそれぞれ記入
勤続年数は端数を切り上げてご記入ください。
例：0年と4か月→1年、30年と3日→31年
36年と10か月→37年

記載例

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

- この届出書は異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 退職により異動が生じた場合は、本人に了解の上、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。

昭島 一郎氏が、株式会社 くじら を12月で退職し、1月で一括徴収する場合の異動届出書の書き方
(年税額：120,000円、6月～12月：70,000円)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度		① 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(宛先) 昭島 市長 (元号) □□ 年 □月 □日提出 給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3 フリガナ カブシキカイシャ クジラ 氏名又は名称 株式会社 くじら 個人番号又は法人番号		特別徴収義務者指定番号 宛番号 所属 人事課給与係 氏名 拝島 次郎 担連当路者先 電話 042-○○○-××××		
氏名 昭島 一郎 生年月日 昭和 32年 9月 30日 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 受給者番号 現在住所 昭島市田中町 1-1-1 異動後の住所 同上		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000円 (イ) 徴収済額 70,000円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 50,000円		異動年月日 1 年 1 月 1 日 異動の事由 1. 退職 異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収		
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称		法人番号 担当 所属 氏名 電話 担当者連絡先		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合 1. 異動が 年 12月31日 までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年 1月1日 以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 1 月 20 日 徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 50,000 円		左記の一括徴収した税額は、 1 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。		
3. 普通徴収の場合 1. 異動が 年 12月31日 までで、一括徴収の申出がないため 2. 年 5月31日 までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町 記入欄		※上記の数字に対応する下の欄もご記入ください		

【提出先】 〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目1番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係

異動対象者の氏名、賦課期日(1月1日)住所、現住所を記入してください。

特別徴収税額通知書に記載された異動対象者の特別徴収税額を記入してください。

新勤務先に当市の指定番号がある場合は、その番号を記入してください。新規の場合は「新規」に○をつけてください。

転勤等の異動により、新勤務先で特別徴収を継続される場合は、その名称、所在地、電話番号等を記入してください。

新規事業所の場合は、当市作成の納付書が必要か不要か番号を記入してください。

昭島市が指定した8桁の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

給与から天引きした給料月・税額、未徴収の月・税額を記入してください。

異動年月日を記入し、異動事由に該当する番号を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に該当する番号を記入し、番号に対応する欄をご記入ください。

1. 特別徴収継続の場合

2. 一括徴収の場合

3. 普通徴収の場合

一括徴収の場合、一括徴収した給料月を記入してください。

御注意

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先で所得者の権限を譲渡した場合は、前勤務先へ送付願います。新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の「事項」の欄に「給付」として、給付と現在居る住所（課税地区）の市町村長に送付してください。新勤務先へ送付願います。

月一日から四月三十日までの間に退職した人で未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

4

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 昭島市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごとに異なります	
			フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)			
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	係			
			代表者の 職、氏名												氏名			
			法人番号															電話
給与 所得者	フリガナ											受給者番号			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	氏 名													特別徴収 開始予定月		月分(_____ 月 _____ 日納期分) から 特別徴収を開始します。		
	生年月日	昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日										届出理由	1. 入社 2. その他(_____)					
	1月1日現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											月 割 額 の 連 絡		必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 納期限が来る前に納めている普通徴収の期別がある場合は、普通徴収切替期別を納めていない期別以降に指定してください。
※支払済みの期別が指定された場合、特別徴収が優先され、還付が発生する可能性があります。
4. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 昭島市長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒 - ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります	
		名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	係			
		代表者の 職、氏名												氏名			
		法人番号															電話

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日

年 月 日

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 —		〒 —	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	— — (内線)		— — (内線)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転(登記変更 有 ・ 無) 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	指定番号	※市町村ごと に異なります
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	
	指定番号	※市町村ごと に異なります

統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 —										
	フリガナ											
	名 称											
	電話番号	— — (内線)										
	法人番号											
	特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係
 ※この届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

◎納付取扱場所

《銀行》 きらぼし銀行 東和銀行 東日本銀行
 みずほ銀行 山梨中央銀行

《信用金庫》 青梅信用金庫 西武信用金庫 多摩信用金庫

《ゆうちょ銀行・郵便局》東京都・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納める場合は、右の指定通知書に
日付とゆうちょ銀行及び営業所名又は郵便局名をご記入のうえ、当該
営業所又は郵便局に提出してください。

《その他》 中央労働金庫 東京みどり農業協同組合（支店のみ）
東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合

《昭島市の窓口》昭島市役所指定金融機関窓口 東部出張所

※市民税・都民税・森林環境税（特別徴収分）については、
eLTAX(エルタックス) 共通納税システムを用いた電子納税
が便利です。

※金融機関の名称や取扱いなどに変更があった場合はご了承ください。

令和 年 月 日

郵便局長
ゆうちょ銀行 (支) 店長 殿

昭島市長

指定通知書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・都民税・森林環境税（特別徴収税額）納入取扱店（局）にしたので通知します。

承認番号	郵1業 第1424号
口座番号	00190-2-960098
加入者の名称	昭島市会計管理者
取りまとめ局	東京貯金事務センター

問合せ先
昭島市役所市民部課税課市民税係
TEL：042-544-5111
内線2052～2059
FAX：042-544-5115